

農地の相続税納税猶予制度の改正について

	一般農地（市街化区域外） （転用するためには許可が必要）	市街化区域内の農地（届出をすれば転用可能）		適用対象外
		三大都市圏特定市		
		生産緑地	その他	
対象農地	自作農地 ➔ 自作農地+農業経営基盤強化促進法による貸し付け農地	自作農地	自作農地	
免除要件	20年自作で納税免除 ➔ 自作または農業経営基盤強化促進法による貸し付けにより農地としての利用を終身継続 〔既適用者に対する経過措置〕 ・すでに納税猶予の適用を受けている農地について、引き続きそのすべてを自作する場合には、従来どおりの要件（20年自作）を適用 ・適用対象農地を貸し付けることも可能（この場合、適用対象農地すべてについて農地としての利用を終身継続する必要）	20年自作で納税免除	終身自作で納税免除 都市計画制度等の見直しの中で、農地の制度上の位置づけや保全・利用のあり方を検討し、必要な見直しを検討	
身体障害等により将来にわたって営農が困難となった場合※	貸し付けや耕作放棄した場合は猶予打ち切り ➔ 身体障害等のやむを得ない事情により営農が困難となった場合は、貸し付けても猶予継続（一般農地については、農業経営基盤強化促進法による貸し付けが行えない場合に適用） （貸し付け等をせず、耕作放棄した場合は猶予打ち切り） 〔既適用者にも適用〕 〔なお、疾病等のやむを得ない事情により一時的に営農できない場合については、農作業委託等を行うことにより、適用農地を適正利用している限り納税猶予は継続されます。〕 〔既適用者にも適用〕			
農地利用目的の20%超の譲渡	適用農地面積の20%超を譲渡した場合は、猶予税額のすべてが打ち切り ➔ 農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法により譲渡した場合は、20%超を譲渡しても譲渡部分のみ打ち切り 〔既適用者にも適用〕	すべて打ち切り	すべて打ち切り	
利子税※ 〔納税猶予が打ち切られた場合、猶予税額に加え納付する必要〕	年4.0% ➔ 終身利用の農地についての納税猶予が打ち切られた場合には、年2.2% 〔既適用者にも適用〕	年4.0%	年4.0% （終身自作要件） ➔ 年2.2% 〔既適用者にも適用〕	

黒字は改正前、青字は改正後

※相続税納税猶予制度のみの改正ですが、「身体障害等により将来にわたって営農が困難となった場合」および「利子税」については、贈与税納税猶予制度についても同様の改正。